

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	京都府奨学のための給付金支給要綱(平成26年8月22日 京都府告示第446号)による給付金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府教育委員会は、京都府奨学のための給付金支給要綱(平成26年8月22日京都府告示第446号)による給付金の支給に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府教育委員会

公表日

令和7年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	京都府奨学のための給付金支給要綱(平成26年8月22日京都府告示第446号)による給付金の支給に関する事務
②事務の概要	京都府奨学のための給付金支給要綱に基づき、府内の高等学校等在学者に対し、奨学のための給付金を支給。保護者等の課税情報等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行うとともに、情報提供対象である給付金の支給に関する情報を統合宛名システムを経由し中間サーバーに保持する。
③システムの名称	修学資金貸付償還システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
京都府奨学のための給付金関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・京都府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1第10の項及び別表第3第4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係
②所属長の役職名	京都府教育庁指導部高校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都府教育庁管理部総務企画課法務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町 京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係 TEL075-414-5043
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[特に力を入れて行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[特に力を入れている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

- ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは施錠できる書棚等に保管し、その鍵の管理については保護責任者が行っており、担当者以外が接触することがないようにしている。
- ・本業務に係る文書廃棄時に、特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。
- ・これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

[illegible]